

4月1日から 申請を受け付けます

新規に総合事業を利用する場合は、4月1日から申請を受け付けますので、最寄りの窓口にご相談してください。

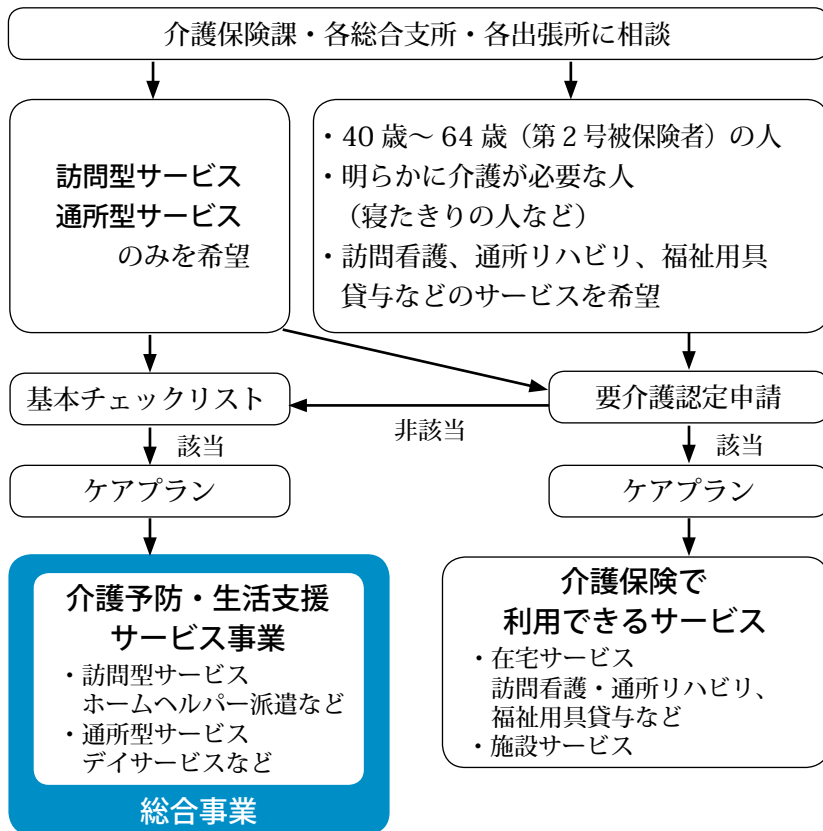
現在要支援認定を持ち、予防給付を利用している人は、要介護（要支援）認定の更新などに併せ「訪問型サービス」および「通所型サービス」に移行

します。その場合は、担当ケアマネジャーに相談してください。

総合事業の 利用料金のしくみ

総合事業の利用の負担割合については、これまでの予防給付と同様に「介護保険負担割合証」に基づき、1割または2割の自己負担額となります。

総合事業の利用までの流れ



基本チェックリストは利用希望者ご本人に記入していただきます。基本チェックリストや申請書の提出については、ご家族の方でも可能です。

「ケアマネジャー」ってなんですか？

正式には「介護支援専門員」と言い介護を必要とする高齢者と、介護サービスをつなぐ役割をします。

ここでは、高齢者の在宅生活を支援するケアマネジャーの主な仕事を紹介します。

①高齢者や、その家族の相談に応じる

要支援・要介護認定を受けた高齢者やその家族の相談を受け、不安や困りごとについての解決策を一緒に考えます。

②ケアプランを作成する

ケアプランとは、どの介護サービスをいつ、どれだけ利用するかについての計画のことです。ケアマネジャーへの相談と、ケアプランの作成には利用者の負担はありません。

広い介護知識を持ったケアマネジャーが高齢者とその家族に寄り添って、希望に沿ったサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行います。



■総合事業の問い合わせ・申請窓口

【介護保険課】
介護保険班 ☎(73) 5503
地域包括支援センター ☎(73) 5506

■総合事業の申請窓口

【総合支所・出張所】

久賀総合支所	☎(79) 1000
大島総合支所	☎(74) 1001
東和総合支所	☎(78) 1110
橘総合支所	☎(77) 5500
棕野出張所	☎(72) 2272
蒲野出張所	☎(74) 2324
沖浦出張所	☎(76) 0004
油田出張所	☎(75) 0001
和田出張所	☎(75) 0051
白木出張所	☎(78) 0035
日良居出張所	☎(73) 0011